

越監公表第14号

地方自治法第199条第4項の規定により、令和7年(2025年)10月に定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和7年12月26日

越谷市監査委員 井上茂平

越谷市監査委員 利根川敏彦

越谷市監査委員 山田大助

越谷市監査委員 野口高明

# 令和7年度(2025年度) 学校定期監査結果報告書

## 1 準拠基準

越谷市監査基準

## 2 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）

## 3 監査の対象

教育委員会事務局学校教育部所管の財務に関する事務（主として令和7年度分）

小学校	新方小学校 萩島小学校 東越谷小学校 宮本小学校 明正小学校 千間台小学校
中学校	中央中学校 北陽中学校 新栄中学校 千間台中学校
教育委員会事務局	学校管理課 学務課 給食課

## 4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。

なお、重要リスク及び監査の着眼点については、監査対象に係るリスク、内部統制の状況及び過去の監査結果を踏まえ、次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点（主なもの）
1 不当・不適切な契約	ア 設計書及び仕様書は適正に作成されているか。
2 契約書等の不備・誤り	ア 契約書、見積書等関係書類は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 イ 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所、契約保証、危険負担、延滞違約金、前払金、概算払等の特約その他契約の内容は適切か。

## 5 監査の主な実施内容

事前に提出された資料及び関係帳票簿冊等について、証憑突合、計算突合、質問、閲覧等の手法を用いて監査を実施した。

### 《監査項目》

- (1) 配分予算
- (2) 学校給食
- (3) 就学援助費、特別支援教育就学奨励費
- (4) 日本スポーツ振興センター給付金
- (5) 切手類の管理
- (6) 備品等の管理
- (7) 図書の管理

(8) 施設等の管理

(9) その他

## 6 監査の実施場所及び日程

### (1) 実施場所

監査室、監査委員事務局及び対象部局執務室等

### (2) 日程

令和7年(2025年)9月8日(月)から同年10月14日(火)まで

## 7 実施監査委員

井上 茂平 利根川 敏彦 山田 裕子 野口 高明

## 8 監査の結果

今回、監査を実施したところ、学校教育部所管の財務に関する事務の執行は、おおむね適正と認められた。なお、一部に是正・改善を要する点（「指導事項」）が見受けられたため、以下に記載する。「指導事項」については、監査の期間中に改善を要望し、適正に処理した旨の報告を受けている。

今後においても、教育委員会事務局と学校が十分に連携を図りながら、適正かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

### 【指導事項】

#### <備品等の管理>

##### (1) 寄贈物品の管理

① 決裁区分に誤りがあったもの。

(学校管理課)

② 受納伺の決裁日と受納書の通知日に不整合があったもの。

(学校管理課)